

銀座熊本館防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために銀座熊本館に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、銀座熊本館の次の場所に設置する。

- ・ 1階 4台 くまもとプラザ
- ・ 2階 6台 くまモングッズ売り場、ASOBI・Bar、観光情報コーナー
エレベーターホール

（詳細は別添位置図を参照）

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、熊本県東京事務所（銀座事務所）次長とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像は、（以下「画像」という。）管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、1か月間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者の許可を得た者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿は管理責任者が保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確實に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

提供に際しては、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容を記録するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この要項は、令和7年（2025年）3月3日から施行する。

年度 防犯カメラ記録データの閲覧記録簿

○○○課

年度 防犯カメラ記録データの提供記録簿

○○○課